

浜の活力再生プラン
(第2期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	高知地区地域水産業再生委員会幡東部会
代表者名	高知県漁業協同組合幡東ブロック理事 中野 明信

再生委員会の構成員	高知県漁業協同組合、黒潮町、四万十町（興津地区）、有限会社明神丸、有限会社土佐産直出荷組合、株式会社魚彩、高知県中央漁業指導所、高知県土佐清水漁業指導所
オブザーバー	

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>地域：高知県黒潮町、四万十町（興津地区）</p> <p>対象漁業種類：一本釣り（87）、カツオ竿釣り（31）、小型機船底曳網漁（10）、シイラまき網（9）、もじゃこ漁（12）、磯刺網漁（76）、曳縄漁（90）、曳網漁（7）、延縄漁（13）、イセエビ磯建網漁（12）、潜り漁（13）、定置網漁（2）、ソデイカ漁「1」</p> <p>※1（）内は平成29年現在の経営体数</p> <p>※2「」内は策定時点で対象となる漁業者数</p>
-------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取りまく現状等

<p>当地区は高知県西部に位置し、春の上りカツオ、秋の戻りカツオを中心に漁獲するカツオ竿釣り漁業をはじめ、“ノドグロ”と称される高級魚、アカムツを漁獲する深海延縄釣漁業やハモやアカエビをはじめとする小エビ類に加え、かまぼこの原料となる小魚を漁獲する小型機船底曳網漁業が行われている。</p> <p>しかし、近年、魚価の低迷や資源量の低下、海洋環境の変動、燃油の高騰、漁業者の高齢化により、厳しい漁業経営が続いている。さらに、本地区で行われている漁業においては、それぞれ以下のような課題や問題を抱えている。</p> <p>【カツオ竿釣り漁業・曳縄漁業】</p> <p>当地区で最もカツオの水揚げが多い佐賀漁港では、盛漁期に複数のカツオ船が同時に入港した場合、水揚げに係る漁協職員数の不足により水揚げに時間がかかり、漁船の待機時間が長くなることや、佐賀魚市場の休市日の関係で、漁獲が見込める日であってもカツオ船が水揚げできないという問題がある。</p> <p>また、カツオ一本釣り漁の操業には餌となる生きたカタクチイワシ（以下活餌）が必要で</p>

あるが、当地区周辺には安定して活餌を漁獲できる漁場がないため、買い回し（※1）によって入手した活餌をカツオ船へ販売している。従来、買い回しは漁協が主体となり、県外餌業者から購入した活餌を運搬船を用いて佐賀漁港へ運び、カツオ船へ販売するという方式をとっていた。しかし、活餌購入や運搬船手配にかかる経費が巨額であることから、そのリスクを回避するために、漁協が県外の餌業者に小割と労力を貸与する体制に変わりつつある。佐賀漁港における活餌の蓄養や販売並びに小割整備については、当地区の活餌スタッフによって実施されているが、高齢である現在の活餌スタッフの引退後に、当業務を担う後継者の目途が立っていないのが現状である。

また、活餌販売価格には買い回しの輸送コストが上乘せされるため、特に漁協単独で当該事業を実施する場合、価格は近隣の供給地に比べ割高になることが少なくない。

※1 買い回し：専門業者が県外で活餌を買い付け、海路でカツオ船が入港する漁港へ運搬し、港内小割で蓄養を行いカツオ船へ供給すること。

【小型機船底曳網漁業】

当地区の小型機船底曳網漁業では、ハモ、タイ、小エビ、アンコウが漁獲されるが、鮮度管理の重要性が浸透していないため、漁獲物の品質劣化が恒常化している。これを克服するためには船上で漁獲物を低コストで保冷できる仕組みや長時間曳網による漁獲物の鮮度低下対策について模索する必要がある。

また、佐賀地区では当該漁業者の配偶者が加工グループを結成し、漁獲物の付加価値向上のため干物やフライの製造・販売を行っている。この加工グループは、作成した加工品を道の駅や量販店へ出荷することで更なる漁家所得の向上を目指しているが、事業利益率の低さや低い労働対価が問題となっている。

【深海延縄釣漁業】

入野地区では漁獲されたアカムツを市場から直接県外の東京、石川、愛知の消費地市場へ出荷する共販と呼ばれる販売方式をとっている。当漁港の共販は、漁協が出荷先の情報を集約し、漁業者自ら漁協とともに選別及び荷造り、出荷を行っている。共販という販売方式をとることで、産地市場では仲買人を通さず直接消費地市場へ出荷できるため、出荷先での取引価格がそのまま当該漁業者の収入となり、漁業収入の向上に繋がっている。

現在、入野産アカムツは、鮮度の良さやキズの少なさから消費地市場から一定の評価を受けている。しかし、最終消費者に対する販売促進活動を行っていないため、こうした取組を行っている他産地のアカムツに比べて知名度不足の感がある。漁業者の所得をさらに増加させるためには、末端の消費者にまで“入野産アカムツ”の特性をPRし、認知度の向上を行う必要がある。

【イセエビ磯建網漁業】

高知県沿岸域ではイセエビを対象とした建網漁業が営まれており、幡東地区においても重要な沿岸漁業の一つである。しかし、近年、イセエビをはじめとする磯根資源の減少により、建網漁業の経営は非常に不安定になっており、資源量の増大が喫緊の課題となっている。

【シイラまき網漁業】

四万十町興津地区では、主にシイラまき網漁業が営まれており、四万十町の基幹産業となっている。しかし、平成 26 年度に同地区の興津漁業協同組合が解散したため、同組合所属漁業者は平成 27 年 4 月より高知県漁業協同組合の所属組合員となった。

これに伴い、興津地区漁業者による漁獲物は佐賀漁港に水揚げすることとなったが、以下の問題が残っている。

佐賀漁港では平成 27 年 4 月から興津地区のシイラまき網漁業者によってシイラの水揚げが開始された。平成 27 年から佐賀漁港では市場でのシイラ取り扱いのノウハウや鮮度管理に必要な設備について協議を行ってきたところ、1 隻の水揚げ作業にかかる人役（4 名ほど）が多いわりに水揚げ作業に時間を取られることから、後続のシイラまき網船や他漁業種船の港内待機時間が長くなる場合があるという問題が挙げられた。今後、シイラの水揚げ作業の合理化に向けて協議を行う必要がある。

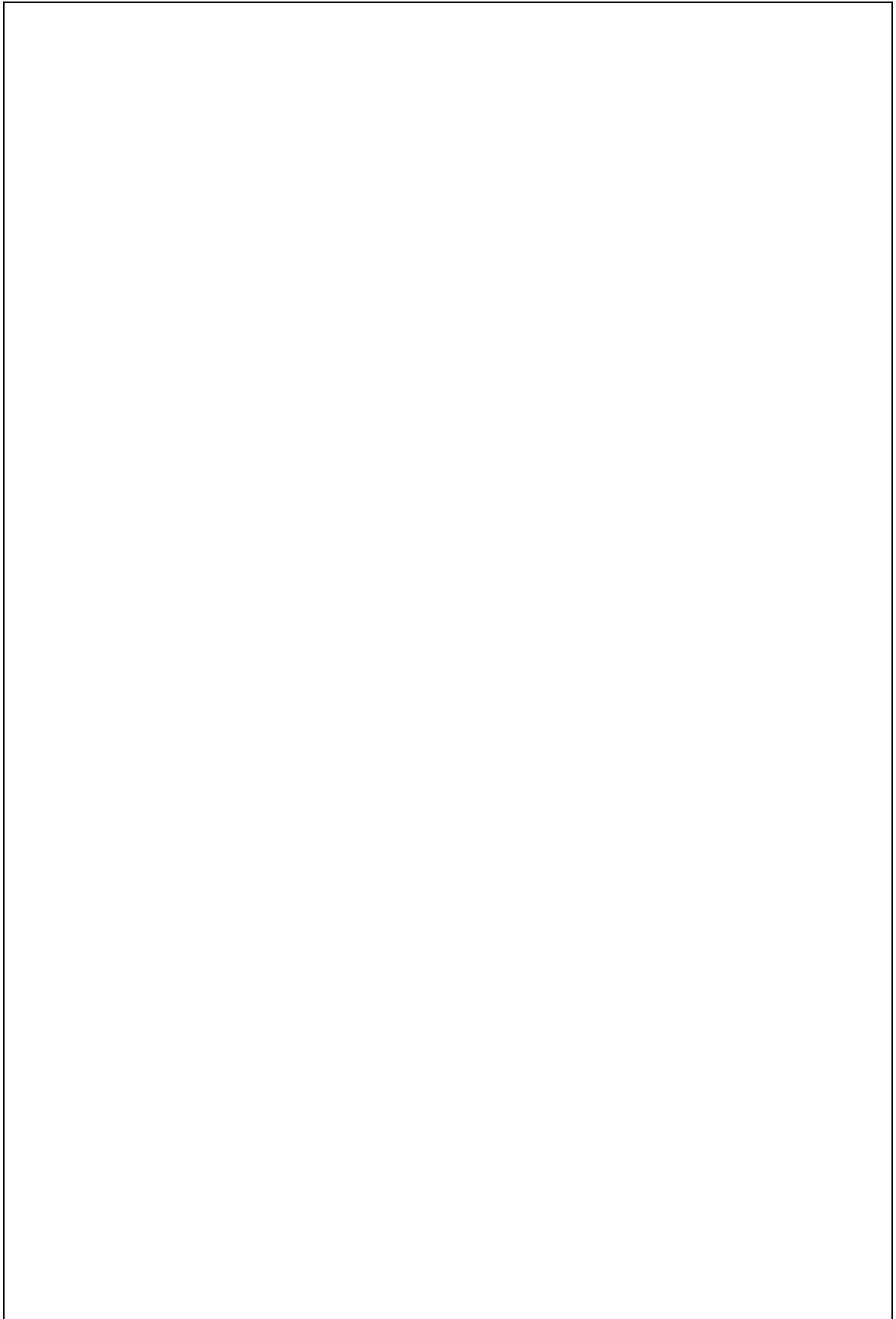
【ソデイカ漁業】

ソデイカ漁は、平成 30 年 10 月から入野地区の漁業者によって試験的に始められたものの、当地区ではソデイカ漁の方法や保存方法、梱包、出荷についてのノウハウが乏しく、未だ手探りでを行っている部分も多い。今後、ソデイカ漁の更なる技術習得や幡東地区での当該漁業の普及を進めていくためにも、ノウハウの蓄積は喫緊の課題となっている。

(2) その他の関連する現状等

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等





(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

上記(1)に記した前期取組みを通じて得られた成果や知見等を生かしつつ、次の基本方針を定め、残された課題を解消し、もって生産性の向上とコスト削減策に取り組む。

【カツオ竿釣漁業・曳縄漁業】

佐賀統括支所は、以下の取り組みによりカツオ水揚げ港として、漁業者が水揚げや出港しやすい環境を整える。

● カツオ船へのサービス向上

- ・佐賀統括支所は、カツオ水揚げと活餌利用を促進するため、土佐湾周辺で操業しているカツオ船を中心に、漁協 HP や電話連絡により市場水揚げ情報や活餌の販売情報を提供する。
- ・カツオ漁業者は、自らが積極的に水揚げ情報を収集するとともに、漁協から得られた情報

を活用し、より高い単価で水揚げを行えるよう努める。

- ・佐賀統括支所は、水揚げにかかるカツオ船の停泊時間短縮を図り、効率的な操業環境を提供するため、タンク取り方式での水揚げを行う。
- ・ベルトコンベア（注1）を利用した効率的なタンク取りを実践し、短縮された水揚時間を操業時間の増大に転換することで水揚げ量の増加を図る。

注1 佐賀市場整備の一環で、R3年にカツオ船用のタンク取りコンベアが新たに設置される予定である。

● 活餌供給体制の構築

- ・活餌の蓄養及び小割管理技術の承継を目指す。
- ・佐賀統括支所の活餌蓄養施設管理体制の構築を目指す。

【小型機船底びき網漁業】

● 鮮度管理技術の導入

- ・長時間曳網による漁獲物の鮮度低下、漁業者の高齢化、後継者の不足の解決策を、他地域の漁業者への聴き取りや視察を通じて検討する。
- ・船上で漁獲物を施氷し、鮮度管理を行うことで、単価を向上させ、水揚金額の増額を図る。

● 漁獲物の付加価値向上

- ・低い収益性やスタッフの高齢化など多くの問題を抱えている土佐佐賀くろしお工房に対して、原価計算などの経営分析手法を用いて事業改善の余地を探る。
- ・事業の終了も視野に入れた今後の方針を決定する。

【深海延縄釣漁業】

● 入野産アカムツの認知度及び魚価の向上。

- ・消費地市場との情報共有を行うため、連絡体制を強化する。
- ・“入野産アカムツ”の知名度を高めるため、魚体への商標タグ取り付けを継続する。
- ・消費地のニーズに合わせたアカムツの処理を行い、“入野産アカムツ”の単価の向上を図る。

● アカムツの資源管理

- ・入野支所と当該漁業者は協議会を立ち上げ、アカムツ資源の維持や増加を目的とした取組について検討を行う。

【イセエビ建網漁業】

● 生息環境の整備によるイセエビ資源の増殖

- ・稚エビ増殖のための木材間伐材を利用して柴漬けを作成、設置を検討する。

● 築磯設置による水揚げの向上

- ・鉄鋼スラグ等を活用した築磯の設置により水揚げ量の向上を図る。

【シイラまき網漁業】

● シイラの鮮度管理

- ・シイラまき網漁業による漁獲物の水揚げには、カツオの水揚げに採用されているタンク取

りを応用して用いることで、滞りなく水揚げを行い鮮度の保持を図る。

- ・漁協職員1名がシイラカゴを計量した後、これを計量機からローラーコンベア（注2）を利用して直接市場場内に運ぶことで、シイラの計量作業（1人役）とフォークリフトでタンクを市場場内に運ぶ作業（1人役）を漁協職員1名で行うことができる。
- ・1名の漁協職員の手が空くことに加え、シイラ水揚げの繁忙時間帯に近隣漁協支所の職員（2人役）を佐賀市場に動員する体制を整えることで、既設のクレーンでの水揚げに加え、R3年に新設されるクレーン（注2）を使ったシイラの水揚げが可能となる。

注2 佐賀市場整備の一環で、R3年にドレッキクレーン1機とローラーコンベア2機が佐賀魚市場岸壁に新設される予定である。

- ・シイラの水揚げをドレッキクレーン2機体制で行うことで、後続のシイラまき網船1隻は、港内で順番待ちをすることなく水揚げを行うことができる。
- ・これらの取り組みにより短縮された水揚げ時間を操業時間の増大に転換することで水揚げ量の増加を図る。

【ソデイカ漁業】

● ソデイカ漁の試験操業

- ・ソデイカ漁の試験操業を実施することで、漁法、保存方法、出荷方法、販売先についての課題を洗い出す。
- ・課題解決に向けて、ソデイカ漁先進県の漁業者を招聘し勉強会を開催したり、現地への視察を実施する。

● ソデイカ漁の普及

- ・試験操業の結果を幡東地区漁業者へ周知し、新たに操業を開始する漁業者を募る。
- ・ソデイカ漁操業隻数増加を目指し、販路拡大を行う上で必要な取扱店のピックアップ及び需要調査を実施する。

【幡東地区全域】

● 高知県漁業就業支援事業の活用

- ・漁業後継者の育成確保、UI ターン者の漁村への受け入れ促進のため、当該地区への就業を希望する者に対して、新規漁業就業者支援事業を活用し長期または短期研修の実施を行う。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

カツオ、キハダマグロ

- カツオにかかる資源管理計画に基づき、19t カツオ船は11月から翌年2月までの期間中20日間を自主的に休漁日と定め、遵守している。

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和2年度）所得 3.0%向上

漁業収入向上のための取組	<p>【カツオ竿釣漁業・曳縄漁業】</p> <ul style="list-style-type: none">● カツオ船へのサービス向上<ul style="list-style-type: none">・高知県漁協佐賀統括支所は、土佐湾周辺で操業しているカツオ船に対しHPにて市場取扱情報を随時提供することで、地域内外の漁船の佐賀漁港への水揚げの促進と活餌の利用の促進を図る。・当地域の漁業者は、自らHPや電話連絡にて積極的にカツオの水揚げ情報等を収集し、得られた情報を活用することで水揚げ場所を選定するなど、より高い単価でのカツオ水揚げを行えるよう努める。・高知県漁協佐賀統括支所は、佐賀漁港における水揚げを効率的に行いカツオ船の漁港内停泊時間を短縮するため、タンク取り方式による水揚げを継続して行う。● 活餌供給によるカツオ船誘致<ul style="list-style-type: none">・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は、低コスト化や省力化に努めている小割管理作業に対して、映像記録や聴き取りを通じて作業工程の明文化を図る。・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は、活餌蓄養小割の管理に漁協の目が届くよう、小割を構成する各部位の修繕ポイントや修繕スケジュールを明らかにする。 <p>【小型機船底曳網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none">● 鮮度管理技術の導入<ul style="list-style-type: none">・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は、長時間曳網による漁獲物の鮮度低下、漁業者の高齢化、後継者の不足についての解決策を、他地域の漁業者への聴き取りや視察を通じて検討する。・漁業者は、船上で漁獲物を施氷し、鮮度管理を行うことで、単価を向上させ、水揚金額の増額を図る。● 漁獲物の付加価値向上<ul style="list-style-type: none">・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は原価計算を実施し、今後当グループとしてどのような方針を立てて経営していくのかを工房スタッフ全員で検討する。 <p>【深海延縄釣漁業】</p> <ul style="list-style-type: none">● 入野産アカムツの認知度及び魚価の向上<ul style="list-style-type: none">・高知県漁業協同組合入野支所は、現在の取引先である東京、静岡、名古屋、石川、神戸の消費地市場や仲買業者から入野産アカムツに対するニーズを聴き取り、必要に応じて取り扱い方法を変更する。・高知県漁協入野支所は、入野産アカムツを卸していない飲食店の情報を
--------------	---

	<p>収集したり「高知家の魚 応援の店」制度を利用するなどして、新たな有利販売先を掘り起こす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知県漁協入野支所職員と深海延縄釣漁業者は、“入野産アカムツ”の知名度を高めるため、魚体への商標タグ取り付けを継続して行う。 <p>【イセエビ建網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生息環境の整備によるイセエビ資源の増殖、築磯設置による水揚げ量の向上 ● 黒潮町は、柴漬け、築磯設置後に行うイセエビ資源量のモニタリング調査における項目とその方法を検討する。 ● 高知県漁協佐賀統括支所と漁業者は柴漬け、築磯設置に際して、操業のルールや資源管理方法についての協議を行う。 ● 黒潮町は、鉄鋼スラグを活用した築磯を 2,000m³ 沈設し、水揚げ量の増加を図る。 <p>【シイラまき網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シイラの鮮度管理について ● 高知県漁協佐賀統括支所は、シイラまき網漁業による漁獲物の水揚げ時、カツオの水揚げに採用されているタンク取りを応用して用いることで、滞りなく水揚げを行い鮮度の保持を図る。 <p>【ソデイカ漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ソデイカ漁の試験操業 ● ソデイカ漁業者は、漁法、保存方法、出荷方法、販売先についての課題を洗い出すため、ソデイカ漁の試験操業を実施する。 ● ソデイカ漁の普及 ● 高知県漁協入野支所は、販路拡大を行う上で必要なソデイカ取扱店のピックアップ及び需要調査を実施する。 <p>【幡東地区全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高知県漁業就業支援事業の活用 ● 高知県、黒潮町、高知県漁協は、漁業後継者の育成確保、UI ターン者の漁村への受け入れ促進のため、当該地区への就業を希望する者に対して、高知県漁業就業支援事業を活用し、長期または短期研修を実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃油費用の削減 ● 全漁業者は、定期的な船底清掃と減速航行（出漁時間の前倒し）の励行により燃料使用量の削減を図る。 ● 燃油費高騰への備え ● 高知県漁協は、燃油の高騰による漁業経営の圧迫に備えるため、漁業経営セーフティーネット構築支援事業の加入を促進する。

活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築支援事業 高知県漁業就業支援事業
-----------	-----------------------------------

2年目（令和3年度）所得 12.6%向上

漁業収入向上のための取組	<p>【カツオ竿釣漁業、曳縄漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カツオ船へのサービス向上 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県漁協佐賀統括支所は、土佐湾周辺で操業しているカツオ船に対しHPにて市場取扱情報を随時提供することで、地域内外の漁船の水揚げの促進と活餌の利用の促進を図る。 ・当地域の漁業者は、自らもHPや電話連絡にて積極的に水揚げ情報等を収集し、得られた情報を活用することで水揚げ場所を選定する等、より高い単価でのカツオ水揚げを行えるよう努める。 ・高知県漁協佐賀統括支所は、水揚げを効率的に行いカツオ船の停泊時間を短縮するため、タンク取り方式による水揚げを継続して行う。 ・高知県漁協佐賀統括支所は、佐賀市場整備の一環で設置されるベルトコンベアを利用した効率的なタンク取りを実践し、漁業者は、短縮された水揚げ時間を操業時間の増大に転換することで水揚量の増加を図る。 ● 活餌供給によるカツオ船誘致 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は、低コスト化や省力化に努めている小割管理作業に対して、映像記録や聴き取りを通じて作業工程の明文化を図る。 ・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は、活餌蓄養小割の管理に漁協の目が届くよう、小割を構成する各部位の修繕ポイントや修繕スケジュールを明らかにする。 <p>【小型機船底曳網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鮮度管理技術の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は、長時間曳網による漁獲物の鮮度低下、漁業者の高齢化、後継者の不足についての解決策を、他地域の漁業者への聴き取りや視察を通じて検討する。 ・漁業者は、引き続き船上で漁獲物を施氷し、鮮度管理を行うことで、単価を向上させ、水揚金額の増額を図る。 ● 漁獲物の付加価値向上 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所とくろしお工房スタッフは、前年度の協議結果により、今後の取組を決定する。 <p>【深海延縄式釣漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入野産アカムツの認知度及び魚価の向上
--------------	--

- ・高知県漁業協同組合入野支所は、現在の取引先である東京、静岡、名古屋、石川、神戸の消費地市場や仲買業者から入野産アカムツに対するニーズを聴き取り、必要に応じて取り扱い方法を変更する。
- ・高知県漁協入野支所は、入野産アカムツを卸していない飲食店の情報を収集したり「高知家の魚 応援の店」制度を利用するなどして、新たな有利販売先を掘り起こす。
- ・高知県漁協入野支所と深海延縄釣漁業者は、“入野産アカムツ”の知名度を高めるため、魚体への商標タグ取り付けを継続して行う。

【イセエビ磯建網漁業】

- 生息環境の整備によるイセエビ資源の増殖
 - ・黒潮町と高知県漁協佐賀統括支所は、柴漬けの設置方法や管理手法について検討する。
- 築磯設置による水揚げ量の向上
 - ・黒潮町は、引き続き地元漁業者に向けて築磯の概要や効果についての説明会を行う。
 - ・黒潮町は、鉄鋼スラグを活用した築磯をさらに 2,000m³ 沈設し、水揚げ量の増加を図る。

【シイラまき網漁業】

- シイラの鮮度管理について
 - ・高知県漁協佐賀統括支所は、シイラまき網漁業による漁獲物の水揚げ時、カツオの水揚げに採用されているタンク取りを応用して用いることで、滞りなく水揚げを行い鮮度の保持を図る
 - ・漁協職員1名がシイラカゴを計量した後、これを計量機からローラーコンベア（注2）を利用して直接市場場内に運ぶことで、シイラの計量作業（1人役）とフォークリフトでタンクを市場場内に運ぶ作業（1人役）を漁協職員1名で行うことができる。
 - ・1名の漁協職員の手が空くことに加え、シイラ水揚げの繁忙時間帯に近隣漁協支所の職員（2人役）を佐賀市場に動員する体制を整えることで、既設のクレーンでの水揚げに加え、R3年に新設されるクレーン（注2）を使ったシイラの水揚げが可能となる。

注2 佐賀市場整備の一環で、R3年にデレッキクレーン1機とローラーコンベア2機が佐賀魚市場岸壁に新設される予定である

- ・シイラの水揚げをデレッキクレーン2機体制で行うことで、後続のシイラまき網船1隻は、港内で順番待ちをすることなく水揚げを行うことができる。
- ・漁業者は、これらの取り組みにより短縮された水揚げ時間を操業時間の

	<p>増大に転換することで水揚量の増加を図る。</p> <p>【ソデイカ漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ソデイカ漁の試験操業 <ul style="list-style-type: none"> ・ソデイカ漁業者は、継続してソデイカ漁の試験操業を実施する。 ・高知県漁協入野支所と当該漁業者は、当該漁業のさらなる技術習得のために行う勉強会や視察の内容や時期を協議し、講師や視察を行う地域を選定する。 ・高知県漁協入野支所と漁業者は、ソデイカの水揚げ時から出荷までの管理体制（入野支所でのソデイカ保管可能量や出荷時の梱包）についての協議を仲買人や行政を交えて行う。 ● ソデイカ漁の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県漁協入野支所は、販路拡大を行う上で必要なソデイカ取扱店のピックアップ及び需要調査を継続して実施する。 <p>【幡東地区全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高知県漁業就業支援事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県、黒潮町、高知県漁協は、漁業後継者の育成確保、UI ターン者の漁村への受け入れ促進のため、当該地区への就業を希望する者に対して、高知県漁業就業支援事業を活用し、長期または短期研修を実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃油費用の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、定期的な船底清掃と減速航行（出漁時間の前倒し）の励行により燃料使用量の削減を図る。 ● 燃油費高騰への備え <ul style="list-style-type: none"> ・高知県漁協は、燃油の高騰による漁業経営の圧迫に備えるため、漁業経営セーフティーネット構築支援事業の加入を促進する。
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティーネット構築支援事業 高知県漁業就業支援事業</p>

3年目（令和4年度）所得 14.7%向上

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>【カツオ竿釣漁業・曳縄漁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カツオ船へのサービス向上 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県漁協佐賀統括支所は、土佐湾周辺で操業しているカツオ船に対しHP や電話連絡にて市場取扱情報を随時提供することで、地域内外の漁船の水揚げの促進と活餌の利用の促進を図る。 ・当地域の漁業者は、自らも電話連絡等にて積極的に水揚げ情報等を収集し、得られた情報を活用することで水揚げ場所を選定する等、より高い単価でのカツオ水揚げを行えるよう努める。
---------------------	--

- ・高知県漁協佐賀統括支所は、水揚げを効率的に行いカツオ船の漁港内停泊時間を短縮するため、タンク取り方式による水揚げを継続して行う。
- ・高知県漁協佐賀統括支所は、佐賀市場整備の一環で設置されるベルトコンベアを利用した効率的なタンク取りを実践し、漁業者は、短縮された水揚げ時間を操業時間の増大に転換することで水揚量の増加を図る。

● 活餌供給によるカツオ船誘致

- ・黒潮町、高知県漁協佐賀統括支所、佐賀活餌買い回し事業スタッフは、令和2年、3年に作成した作業工程マニュアルについての課題や問題点を抽出し、随時更新する。
- ・高知県漁協佐賀統括支所は、令和2年、3年に明らかになった修繕スケジュールを基に、漁協は活餌事業の進捗管理を実施するとともに、当該事業が低コストや省力化に努めているかを監視する。

【小型機船底曳網漁業】

● 鮮度管理技術の導入

- ・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は、令和2年、3年に検討した、当該漁業が抱える課題に対する解決策を試験的に導入し、その効果について検証する。
- ・漁業者は、引き続き、船上で漁獲物を施氷し、鮮度管理を行うことで、単価を向上させ、水揚金額の増額を図る。

【深海延縄式釣漁業】

● 入野産アカムツの認知度及び魚価の向上

- ・高知県漁協入野支所は、現在の取引先である東京、静岡、名古屋、石川、神戸の消費地市場や仲買業者から入野産アカムツに対するニーズを聴き取り、必要に応じて取り扱い方法を変更する。
- ・高知県漁協入野支所は、入野産アカムツを卸していない飲食店の情報を収集したり「高知家の魚 応援の店」制度を利用するなどして、新たな有利販売先を掘り起こす。
- ・高知県漁協入野支所と深海延縄釣漁業者は、“入野産アカムツ”の知名度を高めるため、魚体への商標タグ取り付けを継続して行う。

【イセエビ建網漁業】

● 生息環境の整備によるイセエビ資源の増殖

- ・黒潮町と高知県漁協佐賀統括支所は、柴漬けの設置場所や管理方法について協議を行う。
- ・黒潮町は、柴漬けの設置後に行うイセエビ資源量のモニタリング調査における項目とその方法を検討する。

● 築磯設置による水揚げ量の向上

	<ul style="list-style-type: none"> ・黒潮町は、築磯設置効果の検証及びモニタリング調査を実施する。 <p>【シイラまき網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シイラの鮮度管理について ・高知県漁協佐賀統括支所は、シイラまき網漁業による漁獲物の水揚げ時、カツオの水揚げに採用されているタンク取りを応用して用いることで、滞りなく水揚げを行い鮮度の保持を図る。 ・シイラの水揚げをデレッキクレーン2機体制で行うことで、後続のシイラまき網船は、港内で順番待ちをすることなく水揚げを行うことができる。 ・漁業者は、これらの取り組みにより短縮された水揚げ時間を操業時間の増大に転換することで水揚量の増加を図る。 <p>【ソデイカ漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ソデイカ漁の試験操業 ・ソデイカ漁業者は、継続してソデイカ漁の試験操業を実施する。 ・黒潮町は、令和2年～令和4年に行った試験操業の結果をまとめ、当地区の漁業者にも普及が可能になるよう詳細に分析し、漁法、保存方法、出荷方法についての課題を列挙する。 ・黒潮町、高知県漁協入野支所、ソデイカ漁業者は、当該漁業の更なる技術習得のための勉強会及び視察を実施する。 ● ソデイカ漁の普及 ・高知県漁協入野支所は、販路拡大を目指し、引き続きソデイカ取扱店のピックアップ及び需要調査を継続して実施する。 <p>【幡東地区全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高知県漁業就業支援事業の活用 ・高知県、黒潮町、高知県漁協は、漁業後継者の育成確保、UI ターン者の漁村への受け入れ促進のため、当該地区への就業を希望する者に対して、高知県漁業就業支援事業を活用し、長期または短期研修を実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃油費用の削減 ・全漁業者は、定期的な船底清掃と減速航行（出漁時間の前倒し）の励行により燃料使用量の削減を図る。 ● 燃油費高騰への備え ・高知県漁協は、燃油の高騰による漁業経営の圧迫に備えるため、漁業経営セーフティーネット構築支援事業の加入を促進する。
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティーネット構築支援事業 高知県漁業就業支援事業</p>

4年目（令和5年度）所得 15.3%向上

漁業収入向上のための取組	<p>【カツオ竿釣漁業・曳縄漁業】</p> <ul style="list-style-type: none">● カツオ船へのサービス向上<ul style="list-style-type: none">・高知県漁協佐賀統括支所は、土佐湾で操業しているカツオ船に対してHPを活用して、市場取扱情報の提供を行う。・当地域の漁業者は、自らも電話連絡にて積極的に水揚げ情報等を収集し、得られた情報を活用することで水揚げ場所を選定する等、より高い単価でのカツオ水揚げを行えるよう努める。・高知県漁協佐賀統括支所は、水揚げを効率的に行いカツオ船の停泊時間を短縮するため、継続してベルトコンベアを利用したタンク取り方式による水揚げを行い、漁業者は、短縮された水揚時間を操業時間の増大に転換することで水揚量の増加を図る。● 活餌供給によるカツオ船誘致<ul style="list-style-type: none">・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所、黒潮町、高知県漁協佐賀統括支所、佐賀活餌買い回し事業スタッフは、令和2年、3年に作成した作業工程マニュアルについての課題や問題点を抽出し、随時更新する。・高知県漁協佐賀統括支所は、活餌事業の進捗管理に必要な事項が新たに発生した場合、速やかにその対応策をとる。 <p>【小型機船底曳網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none">● 鮮度管理技術の導入<ul style="list-style-type: none">・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は、令和2年、3年に検討した、当該漁業が抱える課題に対する解決策を試験的に導入し、その効果について検証する。・漁業者は、引き続き、船上で漁獲物を施氷し、鮮度管理を行うことで、単価を向上させ、水揚金額の増額を図る。 <p>【深海延縄式釣漁業】</p> <ul style="list-style-type: none">● 入野産アカムツの認知度及び魚価の向上<ul style="list-style-type: none">・高知県漁協入野支所は、現在の取引先である東京、静岡、名古屋、石川、神戸の消費地市場や仲買業者から入野産アカムツに対するニーズを聴き取り、必要に応じて取り扱い方法や処理方法を変更することで、アカムツの単価向上を図る。・高知県漁協入野支所は、特定した有利販売先からのニーズを深掘りし、必要に応じてアカムツの取り扱い方法や処理方法を見直すことで、アカムツの単価向上を図る。・高知県漁協入野支所は、“入野産アカムツ”の知名度を高めるため、魚体への商標タグ取り付けを継続して行う。
--------------	--

	<p>【イセエビ建網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生息環境の整備によるイセエビ資源の増殖 ・黒潮町は、柴漬けの設置による漁場整備を行い、効果の検証及びモニタリング調査を実施する。 ● 築磯設置による水揚げ量の向上 ・黒潮町は、築磯効果の検証及びモニタリング調査を実施する。 <p>【シイラまき網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シイラの鮮度管理について ・高知県漁協佐賀統括支所は、シイラまき網漁業による漁獲物の水揚げ時、カツオの水揚げに採用されているタンク取りを応用して用いることで、滞りなく水揚げを行い鮮度の保持を図る。 ・シイラの水揚げをデレッキクレーン2機体制で行うことで、後続のシイラまき網船は、港内で順番待ちをすることなく水揚げを行うことができる。 ・漁業者は、これらの取り組みにより短縮された水揚げ時間を操業時間の増大に転換することで水揚量の増加を図る。 <p>【ソデイカ漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ソデイカ漁の試験操業 ・ソデイカ漁業者は、継続してソデイカ漁の試験操業を実施する。 ・入野支所と当該漁業者は前年度に列挙された課題について改善策を検討し、暫時試験操業に取り入れる。 ● ソデイカ漁の普及 ・黒潮町は、当地区の漁業者へソデイカ漁を普及させるため、前年度に行った試験操業結果のまとめを元に、当該漁業におけるマニュアルを作成する。 <p>【幡東地区全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高知県漁業就業支援事業の活用 ・高知県、黒潮町、高知県漁協は、漁業後継者の育成確保、UI ターン者の漁村への受け入れ促進のため、当該地区への就業を希望する者に対して、高知県漁業就業支援事業を活用し、長期または短期研修を実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃油費用の削減 ・全漁業者は、定期的な船底清掃と減速航行（出漁時間の前倒し）の励行により燃料使用量の削減を図る。 ● 燃油費高騰への備え ・高知県漁協は、燃油の高騰による漁業経営の圧迫に備えるため、漁業経営セーフティーネット構築支援事業の加入を促進する。

活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築支援事業 高知県漁業就業支援事業
-----------	-----------------------------------

5年目（令和6年度）所得 17.6%向上

漁業収入向上のための取組	<p>【カツオ竿釣漁業・曳縄漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カツオ船へのサービス向上 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県漁協佐賀統括支所は、土佐湾で操業しているカツオ船に対してHPを活用して市場取扱情報の提供を行う。 ・当地域の漁業者は、自らも電話連絡にて積極的に水揚げ情報等を収集し、得られた情報を活用することで水揚げ場所を選定する等、より高い単価でのカツオ水揚げを行えるよう努める。 ・高知県漁協佐賀統括支所は、水揚げを効率的に行いカツオ船の停泊時間を短縮するため、継続してベルトコンベアを利用したタンク取り方式による水揚げを行い、漁業者は、短縮された水揚時間を操業時間の増大に転換することで水揚量の増加を図る。 ● 活餌供給によるカツオ船誘致 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所、黒潮町、高知県漁協佐賀統括支所、佐賀活餌買い回し事業スタッフは、令和2年、3年に作成した作業工程マニュアルについての課題や問題点を抽出し、随時更新する。 ・高知県漁協佐賀統括支所は、活餌事業の進捗管理に必要な事項が新たに発生した場合、速やかにその対応策をとる。 <p>【小型機船底曳網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鮮度管理技術の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県水産振興部土佐清水漁業指導所は、試験導入した課題解決策の効果検証結果をとりまとめ、当該漁業者へその有効性を説明する。 ・漁業者は、引き続き、船上で漁獲物を施氷し、鮮度管理を行うことで、単価を向上させ、水揚金額の増額を図る。 <p>【深海延縄釣漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入野産アカムツの認知度及び魚価の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県漁協入野支所は、現在の取引先である東京、静岡、名古屋、石川、神戸の消費地市場や仲買業者から入野産アカムツに対するニーズを聴き取り、必要に応じて取り扱い方法を変更することで、アカムツの単価向上を図る。 ・高知県漁協入野支所は、特定した有利販売先からのニーズを深掘りし、必要に応じてアカムツの取り扱い方法を見直すことで、アカムツの単価向上を図る。
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知県漁協入野支所と深海延縄釣漁業者は、“入野産アカムツ”の知名度を高めるため、魚体への商標タグ取り付けを継続して行う。 <p>【イセエビ建網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生息環境の整備によるイセエビ資源の増殖 ● 黒潮町は、モニタリング調査を継続して行う。 ● 黒潮町は、前年度に行った漁場整備の効果検証結果について地元漁業者に説明を実施し、来年度以降も漁場整備を実施するか協議を行う。 ● 築磯設置による水揚げの向上 ● 黒潮町は、前年度に行ったイセエビの資源量調査結果を地元漁業者へ説明し、築磯の持続的な利用を目的として管理指針を定める。 <p>【シイラまき網漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シイラの鮮度管理について ● 高知県漁協佐賀統括支所は、シイラまき網漁業による漁獲物の水揚げ時、カツオの水揚げに採用されているタンク取りを応用して用いることで、滞りなく水揚げを行い鮮度の保持を図る。 ● シイラの水揚げをデレッキクレーン2機体制で行うことで、後続のシイラまき網船は、港内で順番待ちをすることなく水揚げを行うことができる。 ● 漁業者は、これらの取り組みにより短縮された水揚げ時間を操業時間の増大に転換することで水揚量の増加を図る。 <p>【ソデイカ漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ソデイカ漁の試験操業 ● ソデイカ漁業者は、継続してソデイカ漁の試験操業を実施する。 ● ソデイカ漁の普及 ● 当該漁業者は前年度作成したマニュアルと試験操業の経験を元に、当地区他漁業者に向けて勉強会を開催し、当該漁業の横展開を図る。 <p>【幡東地区全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高知県漁業就業支援事業の活用 ● 高知県、黒潮町、高知県漁協は、漁業後継者の育成確保、UI ターン者の漁村への受け入れ促進のため、当該地区への就業を希望する者に対して、高知県漁業就業支援事業を活用し長期または短期研修を実施する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃油費用の削減 ● 全漁業者は、定期的な船底清掃と減速航行（出漁時間の前倒し）の励行により燃料使用量の削減を図る。 ● 燃油費高騰への備え ● 高知県漁協は、燃油の高騰による漁業経営の圧迫に備えるため、漁業経

	営セーフティネット構築支援事業の加入を促進する。
活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築支援事業 高知県漁業就業支援事業

(5) 関係機関との連携

--

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上 10.0%以上 向上	基準年	H26～H30 年度の 5 中 3 平均 漁業所得（地区総額） 円
	目標年	令和 6 年度 漁業所得（地区総額） 円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

別紙参照のこと

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) 所得目標以外の成果目標

・カツオ水揚量の向上	基準年	H26～H30 年度の 5 中 3 平均： 157 トン
	目標年	令和 6 年度 : 188 トン
・イセエビ水揚量の向上	基準年	H26～H30 年度の 5 中 3 平均： 11.7 トン
	目標年	令和 6 年度 : 12.7 トン
・ソデイカ漁の操業経営体数の増加	基準年	令和 2 年 1 経営体（試験操業）
	目標年	令和 6 年 5 経営体

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

別紙参照のこと

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築支援事業	燃油価格高騰時に国と漁業者の積み立てから補填金が交付されることで、漁業経営の安定化を図る
高知県漁業就業支援事業	新規漁業就業希望者の受け入れにより漁業後継者の確保と地域の活性化を図る

※関連事業は、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を以て、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

高知地区地域水産業再生委員会規約

平成 26 年 3 月 20 日制定
令和 3 年 3 月 5 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この委員会は、高知地区地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 再生委員会は、主たる事務所を高知県高知市本町 1 丁目 6 番 21 号 高知県漁業協同組合本所に置く。

(目的)

第 3 条 再生委員会は、高知県広域の活性化を図ることを目的とする浜の活力再生プランの策定から実施に至るまで、行政や漁業者団体等の連携の下、各種取組を実施するとともに、プラン策定に際して「浜の活力再生プラン」策定推進事業を実施する。

(事業)

第 4 条 再生委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 浜の活力再生プランの策定に関すること。
- 二 浜の活力再生プランに掲げる取組に関すること。
- 三 「浜の活力再生プラン」推進事業に関すること。
- 四 浜の活力再生プランと関連施策の連携に関すること。
- 五 その他前号事業に附帯する事項に関すること。

第 2 章 会員等

(再生委員会の会員)

第 5 条 再生委員会は、次の各号に掲げる者を会員とし、会員によって組織する。また、会員会議によって承認された者は会員となることができる。

- 一 高知県漁業協同組合、吉良川町漁業協同組合、羽根町漁業協同組合、浜改田漁業協同組合、十市漁業協同組合、
- 二 高知県高知市、東洋町、室戸市、奈半利町、田野町、安田町、安芸市、芸西村、香南市、南国市、土佐市、須崎市、中土佐町、四万十町、黒潮町、土佐清水市
- 三 高知県室戸漁業指導所、高知県中央漁業指導所、高知県土佐清水漁業指導所

(届出)

第 6 条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく再生委員会にその旨を届け出なければならない。

2 部会長（第 12 条第 2 項に規定する部会長をいう。）は、部会員から、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があった旨の届出があったときは、遅滞なくその旨を再生委員会に報告しなければならない。

第 3 章 役員等

(役員の数及び選任)

第 7 条 再生委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 1 名
- 三 監事 1 名

2 前項の役員は、第 5 条の会員の中から会員会議において選任する。

3 会長及び副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、再生委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 再生委員会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを会員会議に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、会員会議を招集すること。

(役員報酬)

第9条 役員は、無報酬とする。

第4章 再生委員会の運営

(再生委員会)

第10条 再生委員会には、会員で構成する「会員会議」、会員の実務者で構成する「担当者会」及び地区ごとの会員(高知県漁業協同組合については本所、総括支所及び支所)で構成する「部会」を置く。

2 前項の部会の運用については、部会規約を別に定める。

(会員会議)

第11条 会員会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会員会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び協議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会員会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 浜の活力再生プランの内容に関すること。
- 二 再生委員会規約、部会規約の改廃に関すること。
- 三 その他再生委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

(部会)

第12条 第10条の部会は、芸東部会、中芸部会、中央部会、高岡部会、清水部会、窪津部会、下ノ加江部会及び幡東部会の8部会とする。

2 部会には、代表者として部会長を置く。

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会員会議の議決方法等)

第13条 会員会議の議長には会長が当たる。

2 会員会議の議決は、会員の過半数が出席し、出席者の過半数の賛成をもって決する。

3 議決にあたり、浜の活力再生プランの対象となる漁業者やプランに基づく取組みに関連する関係者の意見を十分配慮することとする。

4 再生委員会は、会員会議によって別に定めた事項については、第11条第3項の規定にかかわらず、部会の部会会議の議決をもって会員会議の議決があったものとする。

(書面又は代理人による表決)

第14条 やむを得ない理由により会員会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、会員会議の開催の日の前日までに再生委員会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を再生委員会に提出しなければならない。

4 前条第2項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、会員会議に出席したものとみなす。

(担当者会)

第15条 担当者会は、必要に応じ事務局の長が招集する。

2 担当者会では、会員会議で協議すべき事項の事前調整、事業の推進及び再生委員会の運営に関する事項について協議する。

第5章 事務局等

(事務局)

第16条 会員会議の決定に基づき再生委員会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、高知県漁業協同組合本所がその責務を負う。

3 再生委員会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、第2章の団体の役職者から再生委員会会長が任命する。

5 再生委員会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第17条 再生委員会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

一 事務処理規程

二 文書取扱規程

三 公印取扱規程

四 会計処理規程

(書類及び帳簿の備え付け)

第18条 再生委員会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

一 再生委員会規約

二 役員等の氏名及び住所を記載した書面

三 事業実施に係る収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(事業年度)

第19条 再生委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営経費)

第20条 再生委員会の運営経費については、国からの助成のほか、高知県漁業協同組合、吉良川町漁業協同組合、羽根町漁業協同組合、浜改田漁業協同組合、十市漁業協同組合および関係市町が負担することとし、必要に応じ会員の協議により会員に応分の負担を求めることができるものとする。

第6章 雑則

(細則)

第21条 「浜の活力再生プラン」策定推進事業実施要綱(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)、「浜の活力再生プラン」策定推進事業実施要領(平成26年2月6日付け25水港第2659号水産庁長官通知)及び「浜の活力再生プラン」策定推進事業交付要綱(平成26年2月6日付け25水港第2658号農林水産事務次官依命通知)その他この規約に定めるもののほか、再生委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この規約は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。

高知地区地域水産業再生委員会事務処理規程

平成 26 年 3 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、高知地区地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 再生委員会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理の統括)

第 3 条 再生委員会の事務処理は、事務局長が統括する。

(雑則)

第 4 条 再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

高知地区地域水産業再生委員会文書取扱規程

平成 26 年 3 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、高知地区地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第 2 条 再生委員会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、第 3 項、第 16 条、第 22 条又は第 23 条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第 3 条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第 4 条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第 5 条 文書管理責任者は、事務局長とする。

(文書に関する帳簿)

第 6 条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- 一 文書登録簿
- 二 簡易文書整理簿
- 三 文書保存簿

(文書の接受及び配布)

第 7 条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第 8 条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、第 6 条第 1 号の文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載してするものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前 2 項の規定にかかわらず、第 6 条第 2 号の簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(起案)

- 第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。
- 2 接受した文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。
- 3 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

- 第10条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁の順序)

- 第11条 起案文書の決裁の順序は、起案者、事務局長、会長（以下「決裁権者」と総称する。）の順序とする。

(後伺い)

- 第12条 決裁権者が不在であって、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第14条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

- 第13条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

- 第14条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

- 第15条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

- 第16条 文書番号は、次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。

- 一 再生委員会会長 ○再生委員会第 号
二 事務局長 ○再生委員会事第 号

(備考) ○は年度とする。

- 2 文書番号は、再生委員会規約に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

- 第17条 起案文書の施行に当たっては、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。ただし、再生委員会公印取扱規程第8条の公印管理責任者が公印の押印を必要としないものと認めた場合は、当該文書に公印省略の表示をし、公印の押印を省略することができるものとする。
- 2 再生委員会公印取扱規程第11条の契印は、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(発送)

- 第18条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第5条第1項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第19条 前条の規定にかかわらず、再生委員会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

(文書の完結)

第20条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号の簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第21条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分)	(保存期間)
第1類	8年
第2類	5年
第3類	3年
第4類	1年

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

3 類別区分の標準は、会長が別に定めるところによるものとする。

(文書の廃棄)

第22条 文書で保存期間を経過したものは、第6条第3号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を第6条第3号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

(雑則)

第23条 再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

(参考)

文書等の標準的な保存分類（第21条第3項）

再生委員会の会長が定める文書等の標準的な保存分類等については、以下を参考に定めること。

類 別	文 書
第1類	・ 浜の活力再生プラン及び達成状況報告書
第2類	・ 再生委員会の設置に関する承認文書 ・ 再生委員会規約及びその他の規程並びに再生委員会規約の変更に関する文書 ・ 会員会議に関する文書 ・ 役員に関する名簿及び文書 ・ 会員に関する名簿及び文書 ・ 再生委員会が行う事業の実施に関する文書（補助金に係る収入及び収支に係る帳簿並びに証拠書類等） ・ その他再生委員会が定める重要な文書
第3類	・ 再生委員会の業務に関する文書 ・ 文書の收受又は発送に関する文書 ・ その他再生委員会が第1類及び第2類に準じる文書として定める文書
第4類	・ 第1類、第2類及び第3類以外の軽微な内容の文書

（注） 再生委員会が必要と認めた場合は、上記の標準保存期間以上の保存期間を定めることができる。

高知地区地域水産業再生委員会公印取扱規程

平成 26 年 3 月 20 日制定

(趣旨)

第 1 条 高知地区地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において「公印」とは、再生委員会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類及び名称)

第 3 条 公印の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 協議会印 「高知地区地域水産業再生委員会」の名称を彫刻
- 二 職務印
 - イ 会長印 「高知地区地域水産業再生委員会会長」の名称を彫刻
 - ロ 事務局長印 「高知地区地域水産業再生委員会事務局長」の名称を彫刻

(公印の形状、寸法等)

第 4 条 公印の寸法は、次の各号に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

- 一 再生委員会印 24 mm 平方
- 二 職務印
 - イ 会長印 21 mm 平方
 - ロ 事務局長印 21 mm 平方

(登録)

第 5 条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第 6 条 会長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第 8 条第 1 項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第 7 条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

- 2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1 年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。
- 3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第 5 条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第 8 条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

- 2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第 9 条 前条第 1 項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、

厳重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第8条第1項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第8条第1項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、補助金の請求又は交付に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

高知地区地域水産業再生委員会会計処理規程

平成 26 年 3 月 20 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、高知地区地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、再生委員会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 再生委員会の会計業務に関しては、「浜の活力再生プラン」策定推進事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2657 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、「浜の活力再生プラン」策定推進事業実施要領（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2659 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）、「浜の活力再生プラン」策定推進事業交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2658 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び室戸地区地域水産業再生委員会規約（以下「再生委員会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第 3 条 再生委員会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 再生委員会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第 4 条 再生委員会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- 一 「浜の活力再生プラン」策定推進事業会計
 - 二 「省燃油活動」推進事業会計
- 2 再生委員会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第 5 条 前条に関する口座は、高知県信用漁業協同組合連合会に開設するものとする。

(会計年度)

第 6 条 再生委員会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再生委員会が設立された当初の会計年度については、設立会員会議の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 再生委員会の出納は、翌年度の 4 月 30 日をもって閉鎖する。

(出納責任者)

第 7 条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第 8 条 経理責任者を置くことし、経理責任者は、文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 予算及び決算書類 10年
- 二 会計帳簿及び会計伝票 10年
- 三 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）
10年
- 四 その他の書類 10年

(備考)

- 1 第1項は、文書等の標準的な保存分類等を参考に規定する。ただし、5年を下回ることはできない。
- 2 前項各号の保存期間は、決算完了の日から起算する。
- 3 第1項各号に掲げる会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、あらかじめ、第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。
- 4 前項において個人情報記録されている会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

- 2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- 一 すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- 二 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- 三 その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 主要簿
 - ① 仕訳帳
 - ② 総勘定元帳
- 二 補助簿
 - 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
 - 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。
 - 4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。
 - 一 入金伝票
 - 二 出金伝票
 - 三 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(年度事業計画及び収支予算の作成)

第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、担当者会の承認を得た後、会員会議の議決を得てこれを定める。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第23条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第 25 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第 26 条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けをするものとする。

(金銭の過不足)

第 27 条 出納の事務を行う者は、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 8 条第 1 項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(物品の定義)

第 28 条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第 29 条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第 8 条第 1 項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1 件の購入金額が 20 万円未満のときは、事務局長の専決処理とすることができる。

(物品の照合)

第 30 条 出納の事務を行う者は、耐用年数 1 年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動又は滅失及びき損があった場合は、第 8 条第 1 項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第 8 条第 1 項の経理責任者は、事業年度中に 1 回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第 31 条 再生委員会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第 29 条の規定を準用する。

第 6 章 決算

(決算の目的)

第 32 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第 33 条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年 3 月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第 34 条 第 8 条第 1 項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の 15 日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- 一 合計残高試算表
- 二 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 第8条第1項の経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 正味財産増減計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

(年度決算の確定)

第36条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて会員会議に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

第7章 雑則

第38条 実施要綱、実施要領、交付要綱、再生委員会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当者会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

高知地区地域水産業再生委員会幡東部会規約

平成26年7月1日制定
令和3年3月10日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、高知地区地域水産業再生委員会規約（以下「再生委員会規約」という。）の第10条第2項の規定に基づき、当部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 部会員等

(部会員)

第2条 当部会の部会員は、高知地区地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）の会員（高知県漁業協同組合については本所、総括支所及び支所）のうち次の各号に掲げる者とする。

- 一 高知県漁業協同組合（本所、佐賀統括支所、上川口支所、入野支所）
- 二 高知県黒潮町、四万十町
- 三 高知県土佐清水漁業指導所、中央漁業指導所
- 四 再生委員会規約第5条後段の規定により再生委員会の会員となった者であって当部会の地区に属する者

(届出)

第3条 部会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく当部会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第4条 当部会に次の役員を置く。

- 一 部会長 1名
- 二 副部会長 2名
- 三 監事 1名

2 前項の役員は、第5条の部会員の中から部会会議において選任する。

3 部会長及び副部会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第5条 部会長は、再生委員会の会務のうち当部会にかかる事務を総理し、当部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 当部会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを部会会議に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、部会会議を招集すること。

(役員の手当)

第6条 役員は、無報酬とする。

第4章 部会の運営

(部会)

第7条 当部会には、部会員で構成する「部会会議」及び部会員の実務者で構成する「部会担当者会」を置く。

(部会会議)

第8条 部会会議は、必要に応じ部会長が招集する。

2 部会会議の招集は、再生委員会規約第11条第2項の規定を準用する。

3 部会会議は、再生委員会規約第11条第3項各号に掲げる事項のうち当部会にかかる事項を協議する。

(部会会議の議決方法等)

第9条 部会会議の議長には部会長が当たる。

2 部会会議の議決は、再生委員会規約第13条第2項及び第3項並びに第14条の規定を準用する。

(部会担当者会)

第10条 部会担当者会は、必要に応じ事務支局長が招集する。

2 部会担当者会では、部会会議で協議すべき事項の事前調整、事業の推進及び当部会の運営に関する事項について協議する。

第5章 事務支局長等

(事務支局長)

第11条 部会会議の決定に基づき当部会の業務を執行するため、事務支局長を置く。

2 事務支局長は、高知県漁業協同組合上川口支所がその責務を負う。

3 当部会の業務の適正な執行のため、事務支局長を置く。

4 事務支局長は、第5条の部会員の職員から部会長及び再生委員会会長が協議の上、任命する。

5 当部会の庶務は、事務支局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第12条 当部会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、再生委員会規約第17条に掲げる規程に準じるものとする。

(書類及び帳簿の備え付け)

第13条 当部会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

一 当部会規約

二 当部会の役員等の氏名及び住所を記載した書面

三 事業実施に係る収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

第6章 雑則

(細則)

第14条 この規約に定めるもののほか、当部会の事務の運営上必要な細則は、部会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月13日から施行する。

附 則

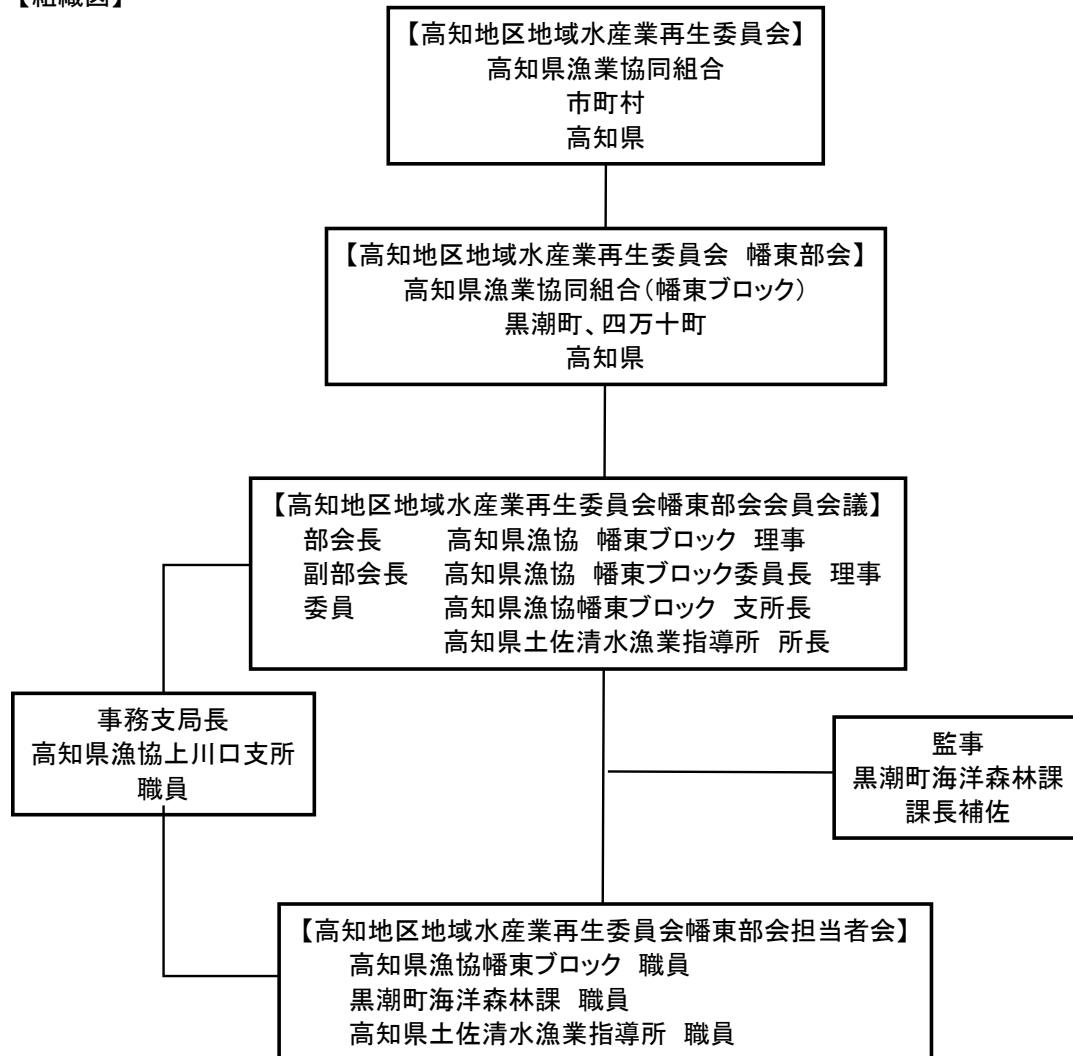
この規則は、令和3年3月10日から施行する。

部会員一覧表

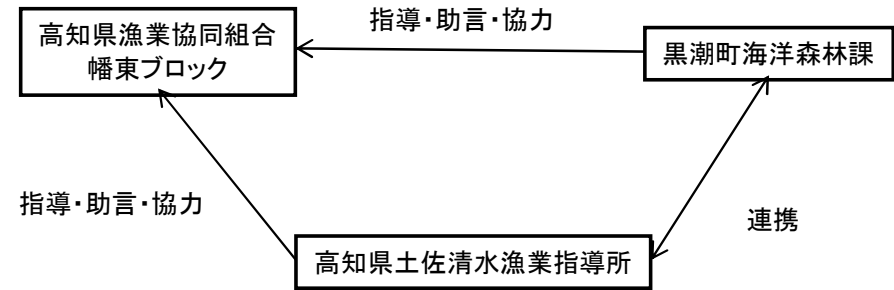
部会	第2条第一号 (漁協)	第2条第二号 (市町)	第2条第三号 (高知県)	第2条第四号 (会員会議承認)
芸東部会	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県漁協(本所、室戸統括支所、甲浦支所、佐喜浜町支所、椎名支所、三津支所、高岡支所、室戸岬支所)、 ●羽根町漁協 ●吉良川町漁協 	<ul style="list-style-type: none"> ●室戸市、 ●東洋町 	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県室戸漁業指導所 	
中芸部会	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県漁協(本所、加領郷支所、田野支所、安田支所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●奈半利町 ●田野町 ●安田町 	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県室戸漁業指導所 	
中央部会	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県漁協(本所、吉川統括支所、穴内支所、芸西支所、手結支所、赤岡支所、浦戸支所、御畳瀬支所、新居支所) ●十市漁協 ●浜改田漁協 	<ul style="list-style-type: none"> ●安芸市 ●高知市 ●香南市 ●芸西村 ●土佐市 ●南国市 	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県中央漁業指導所 	
高岡部会	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県漁協(本所、宇佐統括支所、久通支所、深浦支所、池ノ浦支所、上ノ加江支所、志和支所、矢井賀支所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●土佐市 ●須崎市 ●中土佐町 ●四万十町 	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県中央漁業指導所 	
幡東部会	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県漁協(本所、佐賀統括支所、上川口支所、入野支所、伊田支所、田ノ浦支所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●黒潮町 ●四万十町 	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県中央漁業指導所 ●高知県土佐清水漁業指導所 	<ul style="list-style-type: none"> ●有限会社明神丸 ●有限会社土佐産直出荷組合、 ●株式会社魚彩
下ノ加江部会	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県漁協(本所、下ノ加江支所、布支所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●土佐清水市 	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県土佐清水漁業指導所 	<ul style="list-style-type: none"> ●下ノ加江地区委員会 ●下ノ加江地区船主組合
窪津部会	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県漁協(本所、窪津支所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●土佐清水市 	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県土佐清水漁業指導所 	<ul style="list-style-type: none"> ●窪津動力船主組合 ●窪津共同大敷組合
清水部会	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県漁協(本所、清水統括支所、以布利支所、下川口支所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●土佐清水市 	<ul style="list-style-type: none"> ●高知県土佐清水漁業指導所 	

高知地区地域水産業再生委員会幡東部会の体制に関する資料

【組織図】



【フロー図】



○本事業の推進のため、高知県漁業協同組合を事務局とする「高知地区水産業再生委員会」を設立し、同組合幡東ブロックに上川口支所を事務支局とする「幡東部会」を置く。

○部会の構成員は、高知県漁業協同組合(幡東ブロック)、黒潮町及び高知県として、以下の取り組みを行う。

- ・ 部会は各種事業を実施するにあたり、地域水産業の抱える問題点の改善、さらには、地域水産業の魅力の向上に努め、地域全体の活性化を図る取り組みを行う。
- ・ 高知県漁業協同組合(幡東ブロック)は、部会の適正な運営に努め、部会事務局として会計処理等を行う。
- ・ 高知県漁業協同組合(幡東ブロック)は、漁獲物の鮮度管理等に努め、漁業従事者の所得向上につながる施策等を実施する。
- ・ 黒潮町及び高知県は、相互に連携し、高知県漁業協同組合が取り組む施策等について、適宜、助言や指導、協力等を行う。